

上北野地区計画の概要

(福井市上北野1丁目、大東1丁目、河増町の各一部 A=約14.7ha 最終変更日:平成30年4月1日)

1. 地区計画の目標

当地区は、都市計画道路3・4・7号中央線に接して福井自動車学校、南部に日本マイヤーがあり、双方で地区の3割を占めている。

区画整理事業による面的整備が完了しており、今後とも周辺の居住環境に配慮しつつ、軽工業を中心とした市街化を計画的に誘導し、良好な市街地の形成を図る。

2. 土地利用の方針

良好な準工業地域としての発展を期するため、建築物等の規制、誘導を積極的に推進し、緑あふれゆとりある環境の形成と合理的な土地利用を図る。

3. 建築物等の整備方針

住工混在による良好な環境を創出し保持するため、建築物等の用途制限や都市景観上の配慮による垣又は柵の構造の制限を行う。

4. 地区整備計画

用途地域	準工業地域(建蔽率:60%、容積率:200%)
建築物等の用途の制限	<p>準工業地域における建築物の制限に加え、以下の建築物は建築することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マージャン屋、パチンコ屋、場外車券売場等に類するもの ○キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等に類するもの ○個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、ストリップ劇場等に類するもの ○以下に掲げる事業を営む工場 <ul style="list-style-type: none"> ・骨炭その他動物質炭の製造 ・せっけんの製造 ・魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造 ・手すき紙の製造 ・鋳物、岩石、土砂、コンクリート、ガラス又は陶磁器等の粉砕で原動機を使用するもの ・レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kWを超える原動機を使用するもの ・墨、懐炉灰又はれん炭の製造 ・瓦、れんが、陶磁器又はほうろう鉄器等の製造 ・ガラスの製造又は砂吹 ・鉄板の波付加工 ・ドラム缶の洗浄又は再生 ・スプリングハンマーを使用する金属の鍛造 ○一定量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○劇場、映画館、演芸場又は観覧場
垣又は柵の構造の制限	<ul style="list-style-type: none"> ○道路境界線から1.0m未満に存する垣又は柵は、高さが1.5mを超えてはならない。ただし、生け垣及びフェンス等にあつては、この限りでない。

福井都市計画地区計画(上北野地区計画)の計画図

